

## 28 後見制度支援預金（無利息型普通預金）

平成31年1月4日現在

商品名	・後見制度支援預金（無利息型普通預金）
販売対象者	・家庭裁判所が後見制度支援預金契約にかかる「指示書」を交付したお客さま
期間	・期間の定めはありません。
口座開設方法	・家庭裁判所から交付された後見制度支援預金契約にかかる「指示書」を当金庫本支店にご提示のうえ、口座開設手続きをご相談ください。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時お預け入れいただけます。</li> <li>・1円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>
払戻方法	・家庭裁判所から交付された「指示書」をご提出のうえ、口座開設いただいた取引店のみで払戻しいただけます。
利息	・無利息（お利息はつきません）
税金	・無利息ですので税金はかかりません。
口座管理・取扱手数料	・無料
金利情報の入手方法	_____
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>
その他の参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュカードは発行いたしません。</li> <li>・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。</li> <li>・総合口座の開設はできません。</li> <li>・マル優の取り扱いはできません。</li> <li>・預金保険制度により全額保護されます。</li> </ul>

北おおさか信用金庫